

ム、レクリエーション施設、パイオニア・キャンプ、および老齢者と廃疾者のホームを提供するために、ある基金を別に保管することができる。また、コルホーズ評議会は地方政府機関もしくは国営あるいは協同組合の企業と協力してそのような活動への財源調達を決定することができる。

コルホーズ社会保障の発展は、ソ連邦の共産党によるプログラムにしたがっており、そのプログラムには、国民所得の増大に応じて、政府機関、労働組合およびコルホーズは、年齢もしくは廃疾または労働能力を失なう全市民の経済保障に対して、漸進的に責任を負うであろうということが述べられている。

現在、すべての社会保障委員会は、モデル規則にもとづくそれぞれ独自の規則、とくにコルホーズ構成員の社会保障に関する諸規定をよりすぐれたものに前進させるために、コルホーズを援助し、また、コルホーズ社会保障委員会の設置を助けるべきである。

※ 社会保障省次官(RSFSR)。
Primernyi ustav Kolkhoza i Sotsialnoe obes-

I S S A 海外論文要約より

patchenie, *Sotsialnoe obespetchenie*, No. 3,
1970. pp. 2-5; No. 91, '70.

35

寡婦年金と

女子の社会保障改革

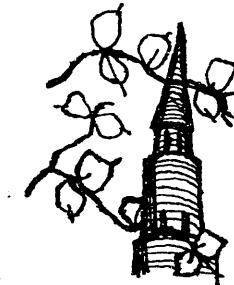
Horst Fenge (西ドイツ)

本稿には、女子の社会的保護、とくに、不満足であり、しかも時代遅れであると考えられる老齢と廃疾に対する社会的保護の改革が提案されている。

基本的には、社会保険は雇用関係にある人びとの行なった稼得活動にもとづいている。家庭にいるかあるいは子供を養育中の女子によって支払われた拠出は、社会保険の参加を正当化する活動として承認されていない。事実上では、主婦の保護は夫の年金受給資格取得に依存しており、また、夫の年金から引出されている。

寡婦年金では、受給申請が当人の年齢、収入能力、もしくは結婚期間と無関係に行なわれているが、現在の無制限な形による寡婦年金は、支給額については不十分であるとみなされるかも知れないが、年金の受給資格条件では寛大すぎるかも知れない。

女子に適した年金保護を保証するある仕組みの創設は、現在の形では疑問のある事柄に、社会保険と寡婦年金を通じて行なわれる二重方式の仕組みのもつ価値を与える。そのようなある仕組は必要とする費用が高いという観点から、そのように大きな費用が要求されるので、したがって、なんらかの新らしい



仕組みは、社会政策の必要条件からみて、女子がその制度に適合するかどうか、また、これまでこの目的に対して提供された割当分が、適切に維持され得るかどうかを決定するために、女子の部分に行なわれた従来のすべての申請の検討を要求するであろう。

現行制度に修正を行なうように刺激しようと企図する多数の改革案が、以下に要約されている。配偶者年金の受給資格取得を分割する提案は、1961年に現われている。この改正では、各配偶者が取得した年金の受給資格で平等な分け前を持つであろうということになり、かれらが結婚した日から適切な金額がクレジットされるであろう。その場合には、夫婦を併せて合計された年金が支払われ、いずれか一方の配偶者が死亡した場合には、遺族になった配偶者がその合計額の60%を受給する。この法案には多くの反対意見があり、それらの中で主要なものは、離婚の場合に、女子が男子よりも有利な立場におかれているということであった。

主婦を強制的な被保険者として、かれらに対する完全に独立した保険の提案も行なわれ、早くも、これは1960年に姿を現わしている。この保険は15歳未満の子供を養育中の主婦を、拠出から除外するのを建前としており、その他の主婦では、夫によって財源を調達される。1968年に、主婦が当然その役割を断念すると予想される限界に応じて、年金額が決定されるべきであるという助言を得て、上述した保険の考え方は1968年に一步前進した。その前進には、連邦家庭・青少年省の科学的な諮問機関によって述べられてきた考え方と、ある程度一致していると思われる。

年金法が改正されるべきであるならば、主婦に対する無制限な年金を止めるように助言されるであろう。雇用の場における活動に参加するには労働不能の女子とともに、寡婦となり、しかも、子供を養育している母親だけが、保護を受ける資格の取得者となるべきである。その他のすべての寡婦は、かれらを家庭と仕事との間における順応の困難に慣れさせて、特殊な環境にもとづく一時的な扶助を

与えられるか、あるいは、かれらは実質的かつ不合理な相対的困難を予防するために、補償としてある年金を受けるべきである。さらに、他の提案は単身者の年金に対する寡婦年金の適応を要求しており、その年金保険制度がより大きな支出を生じないのであれば、費用は生計を維持している人びとによって調達されなければならないであろう。さらに、他の要求は、経済的な活動に従事する女子と比較して主婦が常に不利益な立場におかれているので、寡婦に対する無制限な年金が継続されるべきであるということである。主婦は夫の稼得活動を援助し、夫の年金権取得を助けてきたので、夫の年金受給資格取得への参加を主婦に認める可能性も討議された。この方法は、段階的な拠出方式を用いて、被保険者に生ずる年金に主婦の補足を加えることによって、実施することができる。これらの提案のうち、幾つかの案の中では、提案にいたるまでの過程で行なわれた多数の妥協も指摘される。

結論として、次のように基本的な考え方を

要約することができる。社会保険制度による女子の社会的保護に採用されるなんらかの修正は、寡婦に対する保護制度ときわめて密接に関連させて、検討されなければならない。

寡婦に対する無制限な年金は、現在の形を維持することができないであろう。寡婦に対する規定を取扱うには、保護に対するニードが特殊な目立ったものに与えられるべきである。幼い子供を育てている寡婦への社会的

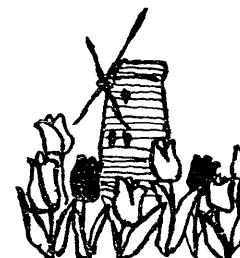
給付は、寡婦が財政的な理由で雇用を求める義務がないように定められるべきである。原則的には、かん夫は寡婦と同様な社会的保護を享受すべきである。

Witwenrente und Reform der sozialen Sicherung der Frau, *Soziale Arbeit*, No. 2, 1970, pp. 49-59; No. 94, '70.

の手続きを観察する義務をもっている。社会保障の改善にみうけられる満足は、恐らく、制度の簡素化に失敗したためであろう。

現在の複雑な仕組みは、制度の効率についても問題をもたらしている。とくに、簡素化の欠如は、各種の団体と関係をもたなければならぬ制度の参加者、つまり、使用者と被保険者の双方を混乱させている。使用者の場合には、これは拠出がかれらに用いられる拠出率ばかりでなく、また保険の異なる部門の事故発生率によっても異なるということを意味している。

社会保障の簡素化



(オランダ)

本稿には、オランダにおける社会保障制度の主要な改正を取り扱っているオランダ労働党によるある報告の評価が示されている。

現在実施されている社会保障制度は、それが現われて以後における重大な社会的対立の

跡を示している。時の流れとともにに行なわれた改善と拡張は、しばしば理解するのが困難な法令を生んできた。管理・運営は多数の行政機関の手に委ねられており、それらの機関は諸給付に対する権利を決定するために複雑な諸規則を適用したり、また、冗長な運営上

これらの理由に対して、労働党の科学部は現行社会保障制度を簡素化する可能性を検討するために、ある作業グループを設けた。その報告で、その作業グループは多数の方法を主張しているが、そのうち最も重要な方法は次に示されるものであった。

家族手当保険はある全国的な制度に変えられるべきで、その制度では、世帯の賦課金に